

市 民 環 境 部

7. 税 務 課

1 市民税

(1) 納税義務者	個 人	33,727 人			
	法 人	2,053 法人			
特別徴収	徴収義務者数	4,188 人	納税義務者数	28,220 人	
普通徴収	納税義務者数	5,507 人			

(2) 税 率 令和 2 年度

区 分		税率	調定済額(千円)	
個人	均等割	3,500 円	125,105	
	所得割	$\frac{6}{100}$	2,828,657	
法人	均等割	税率(円/年)	246,782	
	法 人 等 の 区 分			
	1 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみ課されているものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの			3,600,000
	2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの			2,100,000
	3 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの			492,000
	4 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの			480,000
	5 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの			192,000
	6 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの			180,000
	7 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの			156,000
	8 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの			144,000
9 前各号に掲げる法人以外の法人等		60,000		
法人税割	平成26年9月30日以前に開始した事業年度分 $\frac{14.7}{100}$ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度分 $\frac{12.1}{100}$ 平成31年10月1日以後に開始した事業年度分 $\frac{8.4}{100}$		485,541	

2 軽自動車税

令和2年度

(1)種別割

区分		分類	税率(円)	台数(台)	調定額(千円)	
原動機付自転車	1種	50cc以下	2,000	5,937	11,874	
	2種乙	90cc以下	2,000	483	966	
	2種甲	125cc以下	2,400	737	1,769	
	ミニカー	20cc超50cc以下	3,700	64	237	
軽2輪車		250ccまで	3,600	825	2,970	
軽3輪車	550ccまで	H27.3.31以前新車新規登録	3,100	0	0	
		H27.4.1以後新車新規登録	3,900	0	0	
		新車新規登録後13年経過	4,600	1	5	
		電気自動車等 [※]	1,000	0	0	
		R2年度燃費基準+30%達成車 [※]	2,000	0	0	
		R2年度燃費基準+10%達成車 [※]	3,000	0	0	
軽4輪	乗用	営業用	H27.3.31以前新車新規登録	5,500	5	28
			H27.4.1以後新車新規登録	6,900	6	41
			新車新規登録後13年経過	8,200	2	16
			電気自動車等 [※]	1,800	0	0
			R2年度燃費基準+30%達成車 [※]	3,500	0	0
			R2年度燃費基準+10%達成車 [※]	5,200	0	0
		自家用	H27.3.31以前新車新規登録	7,200	9,015	64,908
			H27.4.1以後新車新規登録	10,800	4,813	51,980
			新車新規登録後13年経過	12,900	5,119	66,035
			電気自動車等 [※]	2,700	0	0
			R2年度燃費基準+30%達成車 [※]	5,400	196	1,058
			R2年度燃費基準+10%達成車 [※]	8,100	683	5,532
	貨物	営業用	H27.3.31以前新車新規登録	3,000	51	153
			H27.4.1以後新車新規登録	3,800	45	171
			新車新規登録後13年経過	4,500	36	162
			電気自動車等 [※]	1,000	0	0
			H27年度燃費基準+35%達成車 [※]	1,900	0	0
			H27年度燃費基準+15%達成車 [※]	2,900	0	0
自家用	H27.3.31以前新車新規登録	4,000	3,546	14,184		
	H27.4.1以後新車新規登録	5,000	2,515	12,575		
	新車新規登録後13年経過	6,000	3,880	23,280		
	電気自動車等 [※]	1,300	0	0		
	H27年度燃費基準+35%達成車 [※]	2,500	0	0		
	H27年度燃費基準+15%達成車 [※]	3,800	56	213		
小型自動2輪		250cc超	6,000	696	4,176	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,500cc以下	2,400	1,467	3,521	
	その他	1,500cc以下	5,900	477	2,814	
合 計				40,655	268,668	

※平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に新車新規登録したものに適用する。

(2)環境性能割（令和元年10月1日～）

区分	税率		
	自家用 [※]	営業用	
電気自動車等	非課税	非課税	11,491
R2年度燃費基準+20%達成車			
R2年度燃費基準+10%達成車			
R2年度燃費基準達成車	1%	0.5%	
H27年度燃費基準+10%達成車	2%	1%	
上記以外		2%	

※令和3年3月31日までに取得した乗用車については、上記税率を1%軽減する。

3 諸税

令和2年度

区分	税率	調定額(千円)
市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月30日までの売渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき5,692円 ・令和2年10月1日以後の売渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき6,122円 	476,325

4 固定資産税

令和2年度

区分	課税標準額(千円)	税率	調定額(千円)	納税義務者数 [※] (人)	備考
土地	91,289,043	$\frac{1.4}{100}$	1,273,970	25,767	
家屋	133,004,620		1,812,903	27,219	
償却資産	37,647,212		521,261	993	
計	261,940,875		3,608,134	35,239	延べ人数とは異なります

	金額(千円)	件数(件)
交付金	21,329	10件

※ 「土地」「家屋」「償却資産」の各「納税義務者数」欄は、令和2年度当初課税時点

8. 納 税 課

1 徴収の状況（令和2年度）

(1) 市税

（金額：千円）

税目		区分	予算額	調定額	収入済額	調定に対する収入
市民税	個人	現年度	2,896,000	2,903,979	2,882,665	99.3%
		滞納繰越	17,000	43,937	19,076	43.4%
	法人	現年度	629,000	635,654	628,894	98.9%
		滞納繰越	1,700	6,082	2,467	40.6%
固定資産税	純固定資産税	現年度	3,473,000	3,608,133	3,519,758	97.6%
		滞納繰越	27,500	121,529	29,600	24.4%
	交付金	現年度	21,329	21,329	21,329	100.0%
軽自動車税	種別割	現年度	260,000	264,741	261,460	98.8%
		滞納繰越	3,600	11,151	4,039	36.2%
	環境性能割	現年度	9,502	11,491	11,491	100.0%
市たばこ税		現年度	487,000	476,325	476,267	100.0%
合計		現年度	7,775,831	7,921,652	7,801,864	98.5%
		滞納繰越	49,800	182,699	55,182	30.2%
		計	7,825,631	8,104,351	7,857,046	96.9%

(2) 国民健康保険料(税)

（金額：千円）

区分	予算額	調定額	収入済額	調定に対する収入
現年度	1,871,000	1,974,893	1,900,732	96.2%
滞納繰越	43,420	170,979	77,124	45.1%
計	1,914,420	2,145,872	1,977,856	92.2%

2 徴収額の推移

(1) 市税

(金額:千円)

税目		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
市民税	個人	現年度	2,708,672	2,786,626	2,743,573	2,890,037	2,882,665
		滞納繰越	27,240	24,728	23,077	17,692	19,076
	法人	現年度	649,874	629,761	672,582	723,823	628,894
		滞納繰越	2,172	1,657	1,717	2,384	2,467
固定資産税	純固定資産税	現年度	3,566,952	3,598,450	3,507,357	3,532,224	3,519,758
		滞納繰越	45,818	44,642	42,390	36,761	29,600
	交付金	現年度	22,897	22,359	22,101	21,779	21,329
軽自動車税	種別割	現年度	236,742	242,864	248,922	254,190	261,460
		滞納繰越	3,169	3,862	4,354	3,840	4,039
	環境性能割	現年度	-	-	-	2,872	11,491
市たばこ税		現年度	529,453	509,194	499,144	501,519	476,267
合計			7,792,989	7,864,143	7,765,217	7,987,121	7,857,046
調定額			8,107,500	8,141,829	8,012,874	8,222,463	8,104,351
調定に対する収入			96.1%	96.6%	96.9%	97.1%	96.9%

(2) 国民健康保険料(税)

(金額:千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
現年度	2,234,159	2,202,279	1,894,737	1,926,718	1,900,732
滞納繰越	96,670	98,719	89,431	80,145	77,124
合計	2,330,829	2,300,998	1,984,168	2,006,863	1,977,856
調定額	2,659,679	2,593,511	2,236,461	2,227,120	2,145,872
調定に対する収入	87.6%	88.7%	88.7%	90.1%	92.2%

9. 市 民 課

市民の生活に直結する戸籍・住民基本台帳・印鑑証明・外国人の在留関係・国民年金・パスポート・マイナンバーカードの交付などの窓口業務について、「親切」「正確」「迅速」をモットーに市民サービスの向上に努めている。

庁舎内においては、お客様がいくつもの課へ移動しなくても手続きができるように、戸籍届出及び住民異動に伴う手続き等の一部を1つの窓口で行うワンストップサービスを実施している。平成22年から、総合案内ブースを設置し市民課での手続きに限らず、庁舎内のご案内も行っている。

庁舎外においては、市民サービスセンターを袋町商店街に設置し、平日（木除く）及び土日祭日の9時45分から18時半まで住民票・戸籍・印鑑の各証明書と市税証明書の交付を行っている。また、平成25年6月1日から、コンビニ交付サービスを開始し、早朝6時半から深夜23時までマイナンバーカードや住基カードを使って、住民票の写しや印鑑証明がコンビニ等で取得できるようにした。

その後、宇和島市に関係が深いデザインで、宇和島城や牛鬼の図柄の婚姻届（平成28年10月～）真珠やみかんの図柄の出生届（平成29年8月～）を作成し、届出に際してお祝いするとともに、婚姻届出時にはお祝いに真珠製品引換券を（5,000円分）をお渡ししており、宇和島市のアピールにも一役かっている。平成30年4月からは、届書受付においてタブレット（こまど touch）を導入し、お客様に「見える説明」ができるようにした。令和2年4月からは、「お悔やみ手続きのサポート」を始めた。これは、死亡届出後の各種手続きを予約制にし、総合案内職員が事前に必要な手続きを調べて、市民課での手続きのあと、次の課へご案内し、次の課の職員がまた次の課へ引き継ぐリレー方式をとり、複雑なお悔やみの手続きの不安をなくし、お客様の手続き時間の短縮にもつながっている。

今後、令和3年度中に完成予定の市役所低層棟に移転する際には、転入時の異動届や証明書交付申請書の作成において住所・氏名を書くことを求めない、いわゆる「書かない窓口」を導入し、更なる市民サービスの向上を目指す。

1 戸 籍

戸籍取扱件数
（令和2年度）

区 分	本籍人届出数	非本籍人届出数	他市町村から	合 計
			送付数	
出 生	251	149	254	654
死 亡	1,246	127	643	2,016
婚 姻	181	22	689	892
離 婚	101	3	92	196
認 知	7	0	9	16
養子縁組	43	2	18	63
養子離縁	22	0	15	37
入 籍	90	0	52	142
転籍・分籍	104	0	223	327
氏名の変更	6	1	2	9
そ の 他	166	5	59	230
計	2,217	309	2,056	4,582

2 住民登録

人口動態

(令和2年度)

年度		平成	26	27	28	29	30	31	令和	
区分		25							2	
自然 動態	出生	男	298	260	240	249	217	203	211	177
		女	256	238	233	184	203	191	172	144
		計	554	498	473	433	420	394	383	321
	死亡	男	651	638	623	624	683	569	608	627
		女	690	666	638	690	732	669	671	636
		計	1,341	1,304	1,261	1,314	1,415	1,238	1,279	1,263
	自然増減		△ 787	△ 806	△ 788	△ 881	△ 995	△ 844	△ 896	△ 942
社会 動態	転入	男	979	964	970	865	922	989	968	874
		女	897	941	920	806	824	829	808	746
		計	1,876	1,905	1,890	1,671	1,746	1,818	1,776	1,620
	転出	男	1,193	1,203	1,225	1,190	1,138	1,179	1,148	1,088
		女	1,194	1,149	1,233	1,170	1,136	1,133	1,110	1,042
		計	2,387	2,352	2,458	2,360	2,274	2,312	2,258	2,130
	社会増減		△ 511	△ 447	△ 568	△ 689	△ 528	△ 494	△ 482	△ 510
人口増減		△1,298	△1,253	△1,356	△1,570	△1,523	△1,338	△1,378	△1,452	

3 事務処理件数

(令和2年度)

区 分	件 数
戸（除）籍謄抄本証明発行	50,947 件
住民票発行	30,383
附票発行	8,219
印鑑登録証明	18,708
住民異動届	9,757
パスポート（旅券）	106
中長期在留者の住居地届出	176
	令和3年3月末現在の 住民基本台帳登録者数 459人

4 国民年金

(令和2年度)

(1) 裁定請求書受付件数	
老齢基礎年金	8
障害基礎年金	31
遺族基礎年金	2
寡婦年金	1
死亡一時金	10

(2) 届出書受付件数	
取得	758
種別変更	152

(3) 未支給請求書受付件数	817
----------------	-----

(4) 免除申請書受付件数	676
---------------	-----

(5) 学生納付特例申請書受付件数	147
-------------------	-----

(※市受付件数)

5 コミュニティ推進係

(1) 自治会との連絡調整

① 宇和島市連合自治会との協調

戦後の混乱さめやらぬ昭和27年9月、当時の進駐軍の了解を得て弘報委員会の組織を基盤とし、併せて住民自治の精神を盛り込んだ町内自治会が結成され、やがては全市的組織の連合会が昭和29年1月に設立され、市行政とは常に連絡調整を密にし、行政の効率的、効果的な運営を図ってきた。

以来50数年を経て、平成17年8月1日、1市3町の合併による新市発足に伴い、旧市町の自治会、区長会も平成18年7月7日に合併し、4支部、31校区、508自治会を擁する宇和島市連合自治会が誕生した。その後、世帯数の減少等による自治会の合併があり、平成27年4月1日には507自治会、令和2年4月1日、506自治会となった。

506の各单位自治会は町内相互の親和と福利増進をはかり、町内へ広報を配布し、市政の状況や市民へのお知らせ事項の伝達、市民の声を市政に反映させるため、地域住民が自主的に組織しているもの。この単位自治会をもって小学校区単位に校区自治会を組織し、各地域における公民館事業にも積極的に協力し、住み慣れた地域の活性化、安心して住める地域づくりに貢献している。

② 連合自治会組織

令和3年4月1日現在の連合自治会の組織は次のとおり。

自治会数 506自治会
 班数 2,602班
 加入世帯数 26,267世帯
 全世帯数 35,219世帯 ※
 自治会加入率 74.58%

※ 全世帯数とは、住民基本台帳における全世帯数から、行政区にある特別養護老人ホーム等施設入所世帯を除いたもの。

③ 連合自治会の構成

○宇和島市

令和3年4月1日現在

校区・地区	自治会数	班数	加入世帯数	校区・地区	自治会数	班数	加入世帯数
宇和津校区	22	141	1,373	小池校区	5	14	162
明倫校区	37	295	3,068	三浦校区	5	34	297
鶴島校区	35	156	1,737	高光校区	10	49	409
天神校区	30	175	1,690	下波校区	8	30	277
和霊校区	26	293	2,868	遊子校区	8	23	234
住吉校区	21	167	1,668	蔀淵校区	7	13	127
番城地区	16	206	2,499	戸島校区	3	14	154
祝森地区	3	19	374	日振島校区	3	10	143
九島校区	4	26	350	計	246	1,688	17,642
石応校区	3	23	212				

○宇和島市吉田町

地区	自治会数	班数	加入世帯数	地区	自治会数	班数	加入世帯数
吉田	35	194	1,312	玉津	16	57	379
奥南	11	36	497	立間	18	40	305
喜佐方	9	35	336	計	89	362	2,829

○宇和島市三間町

地区	自治会数	班数	加入世帯数	地区	自治会数	班数	加入世帯数
成妙	8	56	788	二名	12	50	571
三間	10	75	911	計	30	181	2,270

○宇和島市津島町

地区	自治会数	班数	加入世帯数	地区	自治会数	班数	加入世帯数
岩松	40	125	1,217	下灘	21	52	675
清満	36	57	553	北灘	14	71	587
御槇	12	19	146	計	141	371	3,526
畑地	18	47	348				

(2) 自治会設置の防犯灯に関すること。

各単位自治会において整備する防犯灯の管理費用を支援するため、電灯料金の一部について補助金を交付している。(令和2年度実績：7,901灯分)

(3) 各種相談件数

	多重債務相談	消費生活相談
令和2年度	15件	350件

(4) 交通安全対策機関及び諸団体に関すること。

① 令和3年4月1日現在、宇和島市交通指導員として59名を委嘱している。

○交通事故の発生状況

		発生件数	死者	傷者
全国	令和2年	309,000	2,839	368,601
	令和元年	381,237	3,215	461,775
愛媛県	令和2年	2,404	48	2,671
	令和元年	2,811	42	3,168
宇和島市	令和2年	94	3	108
	令和元年	115	5	129

② 宇和島市交通安全母の会連合会に関すること。

交通安全意識の家庭浸透を中心に広く交通道德の高揚を図り、交通事故のない明るい地域社会づくりの推進に寄与することを目的に39の単位母の会、3,049名の会員で構成されている当該団体を支援している。

(5) 地縁団体の認可等に関すること。

令和3年4月1日現在、82の団体を地縁団体として認可している。

(6) 特定非営利活動法人の認証、支援等に関すること。

令和3年4月1日現在、30の法人を認証している。

(7) 集会所施設の整備・維持に関すること

地域の発展と市民の生活福祉の維持向上を図るため、255の集会所を設置している。
(旧宇和島市74箇所・吉田町70箇所・三間町29箇所・津島町82箇所)

10. 生活環境課

生活環境課では、一般廃棄物の収集運搬処分、地域の環境保全や美化推進をはじめ、地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築等、市民生活と密接につながっており、次の事項を基本施策として、市民と協働のもとに、清潔でうつくしく、地球環境に優しい持続可能なまちづくりの推進に取り組んでいる。

【基本施策】

①自然環境の保全

②地域環境美化の推進

③地球温暖化対策の推進

④循環型社会の構築

3 Rの推進 {ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)}

⑤一般廃棄物処理計画の推進

ごみの分別を徹底し、資源物の回収、リサイクルの推進に努め、ごみの減量化を図るとともに、市民のごみ減量に対する知識の普及と意識の醸成に努める。

⑥生活環境関係施設の適正な運営管理（ごみ処理施設、リサイクル施設等）

⑦再生可能エネルギーの導入促進

⑧犬猫の愛護と管理に関する事業

⑨井戸・専用水道・簡易専用水道に関する指導

⑩騒音・振動・大気汚染その他の公害対策

⑪葬祭施設・墓地等の管理に関する事業

(1) 美化推進事業

「きれいなまち宇和島をみんなで作る条例」に基づき、市民、事業者及び占有者等が一体となって地域環境の美化と保全を図れるよう啓発を行っている。また、「宇和島市美化運動推進委員会」を設置し、花いっぱい運動を推進するとともに、環境美化に功労のあった市民の表彰を行っている。その他、有用微生物資材（EM）の配布も実施している。

① 花いっぱい運動推進事業（宇和島市美化運動推進委員会）

花いっぱい運動推進事業として、駅前・公共施設に市内各種団体等の協力を得て、花いっぱい運動の推進に努めている。

【令和2年度花苗配布状況】

（単位：株）

花苗種類	前期配布(春)	後期配布(秋)
ベゴニア	1, 010	
マリーゴールド	6, 883	
ポチュラカ	5, 918	
日々草	4, 218	
メランポジウム	2, 230	
パンジー		14, 038
ビオラ		6, 038
計	20, 259	20, 076

② EM（有用微生物資材）の配布事業

環境保全及び水質浄化等に有効とされるEMを市役所で培養し、平成15年10月より市民に無料で配布している。

【EM配布状況】

年度	配布量 (ℓ)	ピーク月の配布量(ℓ)	配布人数 (人)
平成17	35,968	5,130	2,290
平成30	16,819	1,802	2,105
平成31	14,414	1,546	1,809
令和2	13,019	1,379	1,664

(2) 美化対策事業

各地域、職場や各種団体等でボランティア清掃を実施する際の支援を行っている。また各種団体にも呼びかけて、市主催の清掃活動を実施している。

① 自治会・ボランティア清掃支援

年度	実施回数 (件)	参加 (人)	回収ごみ量 (t)	
			可燃物	不燃物 ※1
平成17 (基準)	164	15,898	112.02	42.50
平成30	228	14,587	61.30	0.90
平成31	258	13,133	77.30	1.47
令和2 ※2	156	5,403	34.25	0.90

※1 不燃物処理の大幅な差は処理基準の変更によるもの

※2 新型コロナウイルス感染対策のため清掃作業の中止が多数あり実施回数等が減少したもの

② クリーン新宇和島

豊かな自然と美しい風土に恵まれたふるさと宇和島を保持し、住みよい快適な生活環境を創造するため、「クリーン新宇和島」運動を推進しており、本庁においては毎年8月を強調月間として、市民に環境美化意識を啓発するとともに、地域住民参加と協力による環境美化活動を展開している。この清掃活動は「88クリーンウォーク四国」及び「クリーン愛媛運動」への参加を兼ねて実施している。

【クリーン新宇和島 実施状況】

年度	参加団体数 ※1	参加 (人)	ごみの量(kg) ※2
平成17	30	1,345	3,220
平成30 ※3	—	—	—
平成31	80	1,575	3,660
令和2 ※4	3	546	2,610

※1 複数支店等で参加の場合も1事業所としてカウント

※2 可燃・不燃を含む

※3 平成30年度は「7月豪雨災害」のため中止

※4 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、時期をずらし、規模を縮小して実施

③ クリーン作戦

地域に根差した清掃ボランティアイベントを開催している。

【令和2年度 クリーン作戦実施状況】

月	名称	参加（人）	ごみの量（kg） （可燃・不燃を合算）
中止	お祭り前吉田クリーン作戦	—	—
中止	お祭り前須賀川クリーン作戦	—	—
10月 ※	みまクリーン作戦	クリーン新宇和島と合算	
12月	樺崎地区クリーン作戦	190	390
中止	つしまクリーン作戦	—	—

※ 令和2年度は「クリーン新宇和島」と合同開催のため参加人数、ごみの量は合算

④ 不法投棄対策事業

ごみの持ち帰りや清掃活動等を推進するとともに、市民、事業者、占有者及び市が一体となって不法投棄防止策に努め、監視カメラや啓発看板を設置する等の対策を行なっている。法令の禁止行為に該当した者に対しては指導、勧告、命令又は告発を行い、投棄者が判明したときは原状回復をさせ、氏名の公表など厳しい行政処分を行うこととしている。

民有地に捨てられたごみも見受けられる。条例では囲いなどの対策に努めることとなっているが、土地管理者へ強制はできないため、ごみ捨て場となり、環境への悪影響が懸念されている。多くの場合、投棄場所が崖下などで原状回復が難しい。

また、市内各種団体からの推薦に基づいて市民による環境監視員を委嘱し、不法投棄等の監視を行っている。

【令和2年度 不法投棄回収状況】

可燃物（t）	不燃物（t）	家電リサイクル(台)	タイヤ（本）
0.37	0.44	22	102

(3) 環境対策事業

生活環境の保全に資するため、市内公共用水域の水質状況調査や騒音等の測定を定期的に行っている。

① 公害対策

【令和2年度 公害等苦情処理件数】

水質汚濁	大気汚染	悪臭	騒音	振動	その他	計
0	16	1	4	0	0	21

② 地球温暖化対策

平成26年度を基準年として、「第3次宇和島市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：10年）を策定し、市関係施設、指定管理施設、公用車等の省エネ努力や運用改善に取り組んでいる。

平成31年度の温室効果ガス排出量は26,216t-CO₂となっており、基準排出量に対して533t-CO₂（2.0%）の減少にとどまった。前年度に豪雨災害の復旧・復興業務に伴い増加していた電気使用量は微減となったが、A重油が増加したことなどにより、全体として排出量が前年度より増加する結果となった。排出構成では、電気使用に伴う排出が全体の76.9%を占め、以下、都市ガス（10.3%）、A重油（6.2%）、灯油（2.1%）、CO₂以外のガ

ス（1.3%）、ガソリン（1.2%）、LPG（1.0%）、軽油（1.0%）と続いている。

対象期間の中間年度となる令和2年度には、直近5年間の達成状況調査及び計画の改定を実施した。引き続き、第3次計画に基づく取り組み及び啓発を図り、温室効果ガス排出量の削減に努める。

【温室効果ガス排出量の推移】

年度	排出量（t-CO ₂ ）	基準年度に対する増減
平成26（基準）※	26,749	
平成29	26,377	-1.4%
平成30	25,936	-3.0%
平成31	26,216	-2.0%
目標値	24,074	-10.0%

※ 基準排出量は、活動量推移の調査に基づくデータ修正の結果、精査した排出量に変更している。
（計画策定当初：24,556t-CO₂）

（4）狂犬病予防対策事業

狂犬病予防法に基づき、毎年狂犬病予防接種を行っている。また、生後91日以上の犬は登録を行い、鑑札を交付している。愛媛県が実施する犬猫管理業務に関して、受付・一時的な保護を行い、地域の安全な生活と動物愛護を推進している。

【畜犬登録状況及び狂犬病予防接種状況】（犬業務月報より）

年度	登録頭数	予防接種頭数
平成30	3,474	2,307
平成31	3,422	2,269
令和2	3,337	2,268

（5）葬祭施設管理事業

① 葬祭施設

名称	静愁苑	吉田斎場
位置	宇和島市寄松甲1438	宇和島市吉田町東小路乙5
建設年月	平成4年3月	昭和53年3月
建設の規模	火葬炉5基 告別式場、和室3部屋他	火葬炉2基 告別式場、和室3部屋他
火葬件数※ （令和2年度）	995件	200件

※ 三間地区は、主に広見斎場（広域事務組合施設）を利用

② 静愁苑「通夜棟」

平成24年4月1日使用開始。

- ・通夜室2室（胡蝶・松風）・・・和室2部屋・洋間・トイレ・シャワー室有
- ・霊安室1室（夕霧）

使用受付は、宇和島市役所 市民課（祝祭日夜間は、市役所宿直）。

(6) 廃棄物処理事業 (令和2年度)

① ごみ収集人口 (単位：人)

計 画 収 集 人 口	72,374
自 家 処 理 人 口	0
合 計 (総人口)	72,374

② し尿計画収集人口 (単位：人)

非 水 洗 化	計 画 収 集 人 口	8,814
	自 家 処 理 人 口	0
	小 計	8,814
水 洗 化	公 共 下 水 道 人 口	15,270
	コミュニティプラント人口	0
	浄 化 槽 人 口	48,290
	小 計	64,758
合 計 (総人口)		72,374

③ ごみ搬入量 (単位：t)

		直 営	委 託	許 可	合 計
収 集 分	混 合 ご み				
	可 燃 ご み	3,128	11,227	6,784	21,139
	不 燃 ご み	111	347	43	501
	資 源 ご み	211	650		861
	そ の 他				
	粗 大 ご み			37	37
	小 計	3,450	12,224	6,864	22,538
直 接 搬 入 分					576
集 団 回 収					1,510
合 計					24,624

④ ごみ総排出量

ごみ総排出量	23,114 t
生活系ごみ	15,859 t
事業系ごみ	7,255 t
1人1日あたりごみ排出量	約875 g

⑤ ごみ処理の状況

(単位：t)

区 分		処理量 合 計	直接焼却	直接埋立	残渣焼却	処理残渣 埋 立	資源化量
焼 却 処 理		22,005	21,650		355	835	1,388
焼却以外の 中間処理	粗大ごみ処理施設						
	資源化等を行う施設	1,464			355	112	997
	高速堆肥化施設	0			0	0	0
	ごみ燃料化施設	25			0	0	25
	その他の施設	0			0	0	0
最 終 処 分		947		0		947	

(7) ごみ処理施設の概要

①ごみ焼却施設

平成29年度より、広域事務組合による処理に移行。

② 最終処分場

区 分	宇和島市一般廃棄物最終 処分場	蛇堀不燃物最終処分場 (休止中)※	是能不燃物処理場
施設の所在地	宇和島市 保田乙541番地	宇和島市吉田町 河内甲2371番地	宇和島市三間町 是能1486番地2
建設年月日	平成4年11月	昭和62年4月	昭和55年4月
埋立面積	21,000㎡	5,060㎡	5,300㎡
埋立容量	132,000㎥	81,000㎥	18,550㎥
埋立構造	準好気性埋立構造	サンドイッチ埋立方式	サンドイッチ埋立方式
施設の概要	埋立施設	貯留構造物、遮水設備、 雨水・地下排水設備、浸 出水集排水設備	雨水排水施設、汚水集水 施設、汚水処理施設
	浸出水 処理施設	能力：100㎥/日	能力：100㎥/日
		能力：50㎥/日	

※ 蛇堀不燃物最終処分場は、平成23年12月から是能不燃物処理場埋立完了まで休止予定

③ その他の施設

区 分	宇和島市バイオディーゼル燃料精製施設	
施設の所在地	宇和島市曙町1番地	
建設年月日	平成17年2月	
施設の概要	規 模	30㎡
	主要設備	バイオディーゼル燃料精製装置 D-OiL 200A 200L/7h

(8) し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可した業者が収集の上、宇和島地区広域事務組合が設置している処理施設「クリーンセンター」まで運搬している。

(9) リサイクル推進事業

① 資源物集団回収奨励金交付事業

認定団体（自治会等）が回収した資源物（古紙類・飲料用空き缶）の量に応じて奨励金を支出。古紙類は「段ボール、新聞、雑誌・雑がみ、紙パック」の4分類、飲料用空き缶は「スチール缶、アルミ缶」を回収。

【認定団体（自治会等）による資源物の回収量実績】

年度	認定団体数	資源物回収量(t)	回収量の内訳(t)	
			古紙類	飲料用空き缶
平成30	222	1,109	1,096	13
平成31	223	1,224	1,207	17
令和2	228	1,045	1,029	16

② ごみステーション等整備事業補助金交付事業

ごみステーション及び資源物ステーションの新設、建て替え又は補修費用の1/2（百円未満切り捨て）、上限10万円（1箇所当たり/10年）を補助。

年度	設置箇所数
平成30	8
平成31	5
令和2	3

③ 生ごみ処理機等設置費補助金交付事業

購入費用の1/2（百円未満切り捨て）を補助。

電気式生ごみ処理機（乾燥式、バイオ式）の補助上限は3万円で、1世帯当たり2年度に1基まで。生ごみ処理容器は、補助上限5千円で、1世帯当たり1年度に1個まで。ダンボールコンポスト（一式）は、補助上限1千円で、1世帯当たり1年度に1セットまで。ダンボールコンポスト基材は、1個当たり補助上限5百円で、1世帯当たり1年度に3個まで。

【補助実績】

年度	電気式生ごみ処理機(基)	生ごみ処理容器(個)	ダンボールコンポスト	
			一式(セット)	基材(個)
平成30	13	9	0	4
平成31	13	2	0	2
令和2	19	9	0	9

【ダンボールコンポスト講習会参加者】

年度	参加者(モニター登録人数)※
平成30	175(19)
平成31	242(0)
令和2	169(0)

※全体講習会及び個別講習会の参加延べ人数、()内は講習会参加者のうちモニター登録人数。

④ バイオディーゼル燃料精製・供給状況

年度	廃食用油収集量 (ℓ)	精製量 (ℓ)	供給量 (ℓ) ※	供給先
平成30	24,568	14,000	13,758	公用車2台 BDFボイラ1台
平成31	24,449	10,400	10,398	公用車1台 BDFボイラ1台
令和2	24,890	9,000	9,124	公用車1台 BDFボイラ1台

※供給量は、前年度に精製した量を含む。又、アナログ式給油装置の読み取り誤差も含む。

⑤ 使用済自動車等海上輸送費補助金交付事業

島しょ部の自動車リサイクルに伴う海上輸送費（フェリー代）の8割を補助。平成28年度から「九島」は対象外となった。

年度	補助台数
平成30	3
平成31	7
令和2	2

⑥ 小型家電リサイクル事業

小型家電の回収ボックス設置（公民館と民間協力店舗）や窓口回収（市役所・支所等）は、令和3年2月で終了した。令和3年3月以降は、指定ごみ袋によるピックアップ回収（広域環境センター）により小型家電リサイクル事業を継続している。

【回収実績】

年度	k g
平成30	24,416
平成31	10,320
令和2	12,900

⑦ ふるさとうわじま応援事業（草木系バイオマス活用推進事業）

ふるさとうわじま応援事業（環境）を活用して、草木系バイオマスを処理する機器を整備し、市有施設等から発生する草木の資源化を実施することにより、循環型社会を推進している。

伐倒木は主に薪に加工し、祓川温泉薪ボイラなどでバイオマス燃料として利用。剪定枝は主に木質チップに加工し、敷料や島しょ部生ごみ処理機用基材として利用。刈草は適正な利活用の実証が困難であるため、有効に活用できるように研究中。

【リサイクル実績】

年度	件数	引渡量 (k g)		
		薪	木質チップ	刈草ロール
平成30	27	1,250	5,370	0
平成31	29	4,120	13,200	0
令和2	82	19,150	25,310	0

(10) 再生エネルギー対策事業

エネルギーを安定的かつ適正に供給するためには、再生可能エネルギーの導入を一層進めることが求められており、環境政策係では、市内における再生可能エネルギーの導入を推進している。

① 宇和島市新エネルギー設備関連補助金

【令和2年度 補助実績】

補助対象システム	家庭用燃料電池 (エネファーム)	電気自動車	蓄電池
補助金額(一律)	20万円/台	5万円/台	10万円/台
件数及び金額	8件 補助額：1,600千円	3件 補助額：150千円	4件 補助額：400千円

② 太陽光発電

平成28年9月策定した「宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」に基づき、市内津島町に490kWの太陽光発電所が2ヶ所建設され、平成28年度から稼働している。

また、市民の生命・財産の保護と自然環境等の保全を図るため、令和2年7月1日より「宇和島市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」を施行した。同条例に基づき、市内で地上に売電目的の太陽光発電設備を設置しようとする場合は、市の許可を受ける必要がある。

③ 風力発電

平成27年3月末に、南愛媛風力発電所の9基(出力21,600kW)が本稼働し、平成27年度には3基(出力6,900kW)の増設工事が行われた。平成28年4月より、総出力28,500kWで営業運転している。

また、引き続き民間業者による風力発電所の建設計画が進められていることから、市の判断が必要な案件については、環境や近隣住民への生活に与える影響を考慮しながら、慎重に検討することとしている。

④ バイオマスの活用

平成24年度に「ふるさとうわじま応援事業」を活用し、「三間町老人憩いの家」にバイオディーゼル燃料ボイラを導入した。

平成26年度には、木質バイオマスの活用を促進するために、同じく「ふるさとうわじま応援事業」等を活用し、祓川温泉に木質バイオマス(薪)ボイラを導入した。

今後もバイオマス利活用の拡大について、調査・研究を進めてゆくこととしている。

⑤ 公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進

平成26年度に策定した「公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進に関する指針」に基づき、同年度改築となった吉田支所に太陽光発電設備を設置した。

今後も、同様に公共建築物への再生可能エネルギー等導入に向けて、具体的な検討を継続してゆくこととしている。